

第3回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 会議録

日 時	令和7年7月1日(火) 午後6時00分～午後8時00分
開 催 場 所	神奈川区役所
出 席 者	(部会委員) 澤野部会長、戸張副部会長、石川委員、渡邊委員、植松委員、神谷委員、中川委員、明歩谷委員、山下委員、櫻井委員、相川委員、後明委員 (参考人) 反町第一町内会 山崎会長、沢渡自治会 柴崎会長、鶴屋町町内会 峯岸会長
欠 席 者	(部会委員) なし (参考人) 反町自治会 森田副会長
開 催 形 態	公開(傍聴者2名)
議 題	学校規模適正化等の検討について
議 事	<p>1 開会 (事務局)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、第3回青木小学校学校規模適正化等検討部会を開催いたします。本日は御多忙のところ、会議に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>私は今年度より、前任の瓜田の後任として着任いたしました、教育委員会事務局学校計画課担当係長の井川と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、本日の会議の開催について確認いたします。本日の部会は、委員全12名のうち全12名の方が御出席いただいています。そのため、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会運営要領第5条第2項に基づき、部会委員の半数以上の出席があることから、部会を開催することとします。</p> <p>また、本日の検討部会につきましても、前回の検討部会に引き続き、検討部会の運営要領第6条に基づき、関係する地域の自治会・町内会である、反町第一町内会、沢渡自治会、鶴屋町町内会の代表者の方に「参考人」として御出席いただいております。</p> <p>なお、反町自治会の会長代理として御出席いただく予定でした、副会長の森田様におかれましては、本日体調がすぐれないとのことで、御欠席となっております。</p> <p>続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の資料は、「次第」、「資料1 委員名簿」、「資料2 席次表」、「資料3 検討部会ニュース(第2号)」こちらは青色の冊子となっております。続きまして、「資料4 第2回部会までの御質問への回答資料」につきましては、第2回検討部会時までにいただいた御質問に関する資料となっております。続きまして、「資料5 事務局に寄せられた御意見等一覧」、こちらは後ほど御紹介させていただきます。</p>

	<p>最後に「資料6 青木小学校の学校規模適正化等について」の以上となつております。</p> <p>資料の不足等ございましたら、事務局までお声がけいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の部会ですが、議事内容や各御意見につきましては、会議録を作成し、前回と同様、部会ニュースという形で会議内容をまとめさせていただきます。部会ニュースについては、保護者の皆さまへ学校を通じて配付するほか、青木小学校の通学区域内にお住まいの方々に全戸配付します。</p> <p>また、教育委員会のホームページにも掲載をする予定です。会議録、部会ニュースの作成に供するため、部会の議事内容を録音させていただきますので、御承知おきください。</p> <p>なお、会議録、部会ニュースに掲載する検討部会での御発言部分におきましては、本日御出席の皆様に事前に内容を御確認いただいたうえで、ホームページ等で公表・掲載をさせていただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の部会ですが、終了時刻午後8時を目指して進行をさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、これから先の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願ひいたします。</p> <p>(部会長)</p> <p>それでは、第3回検討部会を始めたいと思います。</p> <p>まず、議題に入る前に、本日の会議の公開・非公開について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>ありがとうございます。『青木小学校』学校規模適正化等検討部会運営要領「第5条の第4項」において、「会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開することができる。」と定められています。</p> <p>第1回・第2回の検討部会では、「公開」となりましたが、都度、公開と非公開については、御議論いただくこととなっておりましたので、本日の公開、非公開について御議論をいただきたいと思います。</p> <p>(部会長)</p> <p>それでは、会議の公開・非公開について、御意見がありますでしょうか。もし御意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。</p>
--	--

	<p>—意見なし—</p> <p>(部会長)</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、第3回検討部会についても、これまでと同様に「公開」で行いたいと思います。</p> <p>—異議なし—</p> <p>(部会長)</p> <p>事務局は、傍聴者を入室させ、会議資料を配付してください。</p> <p>—資料配付—</p> <p>(部会長)</p> <p>それでは、事務局から傍聴について説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>事務局から2点、注意事項がございます。</p> <p>まず、本検討部会の傍聴に関する要領第4条2項により、傍聴人による写真撮影、録画、録音はすべて禁止されていますので御了承ください。</p> <p>また、同要領第6条により、会議中の発言や、部会の進行を妨害するといった、部会の運営に支障となる行為を行い、部会の運営に御協力いただけない場合には、部会長より、会場からの退去を命じることができると定められておりますので、こちらも御了承ください。</p> <p>また、報道機関の方におかれましては、本検討部会の傍聴に関する要領第5条2項により、写真の撮影は部会の冒頭のみとし、部会における発言等の録音は禁止されておりますので御了承ください。</p> <p>撮影をされる場合は、この時間を使って今から撮影していただければと思います。皆様少々お待ちください。</p> <p>(写真撮影)</p>
2 前回の検討内容の確認	<p>(部会長)</p> <p>それでは、次第2の議題に入ります。</p> <p>前回までの検討内容の確認を事務局からお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>お手元の資料、「資料3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニユ</p>

ース（第2号）」を御覧下さい。水色の冊子になります。

部会ニュースの作成にあたり、内容の確認など、部会委員の皆様、参考人の皆様、御協力いただきましてありがとうございました。この検討部会ニュース第2号は、5月26日（月）から6月9日（月）の期間で青木小学校の通学区域内で全戸配付を行いました。また、青木小学校の保護者様あてに「すぐーる」で配信をさせていただきました。

まず、1ページ目の太枠で囲われた部分を御覧ください。「第2回検討部会の主な内容」という欄でございます。

前回の検討部会では、事務局より設計会社へ委託を行い、改めて青木小学校で増築の可能性を検討しましたが、学校運営上の課題や工事期間の面等から、施設面による対応は困難であるということをお示しさせていただいたところです。

その後、前回の検討部会において、事務局から「通学区域の見直し案」という形で皆さんに御説明をさせていただきました。この案については、一度お持ち帰りいただいて、引き続き、第3回検討部会、つまり本日の部会で御議論いただくという形で御案内いたしました。

続きまして、「資料4 第2回部会までの御質問への回答資料」を御覧ください。こちらの資料は、第2回検討部会時までに頂戴していた皆さまからの御質問のなかで、事務局から未回答、または持ち帰りとさせていただいていた御質問について、教育委員会事務局としての見解や回答をさせていただいた資料となっております。

当資料については、委員・参考人の皆さんにはニュースとあわせまして、事前に提供させていただいた資料となっています。

こちらの資料の（2）を御覧ください。多くの御意見をいただいておりました、「通学区域変更の経過措置を設けることの可否」ということで、改めて事務局にて、様々な条件を整理・検討しましたので、今回の第3回検討部会でその検討結果を報告させていただきます。後ほど、こちらについては詳細を改めて御説明させていただきます。

以上がこれまでの検討内容の確認となります。

3 寄せられた質問・意見について

(部会長)

それでは、次第3の議題に入ります。

部会開催後、寄せられた意見・質問等について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、お手元の「資料5 事務局に寄せられ

た御意見等一覧」を御覧ください。こちらは、前回の第2回検討部会以降、本日までにメールで11件の御意見や御質問をお寄せいただきましたので、この場をお借りして、御説明・御紹介いたします。

時間の都合もありますので、本日は「黄色網掛け部分」を中心に、要約して御紹介させていただきます。

全文につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、まず一人目の御意見から御紹介させていただきます。

「沢渡から三ツ沢小学校や宮谷小学校へのルートはどちらも高校生でも避けるような傾斜があり、小学校低学年児には厳しいように思えます。高校生でもきつい道のりをまだ体力のない小学生に毎日歩かせるのはできれば避けたいと思っています。」

一人目の御意見は、新しい通学区域の変更案に対する御意見になっております。

二人目の御意見です。

「学区変更ではなく無期限の特別調整通学区域に止める 것을 提案いたします。まず寄留の児童について制限すべき、公共施設の利用で対応すべき、全エリアを特別調整通学区域とすべき、などの意見が委員から再三あったにも関わらず、事務局はその意向を汲むことなく、学区変更のみを一方的に推し進めており、事務局に不信感を感じます。」

三人目の御意見です。

「第2回検討部会の資料公表時期が遅いと思います。検討部会ニュースの発行日に合わせる必要は全くないと思います。どういった議論がされて、どういった検討状況になっているのか、市民に少しでも早く伝えていく方が優先だと思っております。」

「他の地域（松ヶ丘、台町、栗田谷など）にはお声掛けいただいたのでしょうか。」

「学区変更などの施行後、複数年での経過措置の設定や、どの特別調整通学区域においても青木小学校を選択肢として入れるなどの柔軟な対応をお願いします。」

いただいた御意見の一部に、事務局あての御意見がございましたので、4ページに記載のとおり、御意見をいただいたメールに対して、こちらから返信、回答をさせていただいております。

一つ目の御意見ですが、第2回検討部会の資料公表時期について、今回、頂戴した御意見を参考に、検討部会事務局にて対応を検討したいと思っております。市民の皆様に早く情報を公開するという観点から、市のホームページで、可能な限り早期に公表する方向で現在調整しているところです。

二つ目の御意見の、検討部会の出席者の選定については、回答に記載しているとおり、関係する地域の方々には部会委員や参考人として出席していました

だいているところです、と回答しております。

四人目の御意見です。

「すでに兄弟が青木小に通っている場合は下の子も青木小に通えるなどの条件があればまだいいですが…」といった御意見をいただいております。

こちらも一部事務局あての御質問がありましたので、事務局からの回答をさせていただきました。

五人目の御意見です。

「学区の見直しが行われるのであれば、影響の大きい未就学児の保護者に早々から情報を提供してください。すでに御意見のあったとおり、少なくとも、入園先を決める5～6年前から、こういった話は知つておきたかったです。影響地域の未就学児をもつ家庭に、柔軟な対応（進学先を選べるなど）をしてください。」

六人目の御意見です。

「現在通っているこどもは見直しの対象外となる前提で検討いただいていると思います。在校生の弟や妹がいる家庭において、居住地域によっては兄弟でそれぞれ別の学校に通うパターンもあり得ると考えます。在校中の兄弟がいる場合は見直し後も通学する学校を選択できるなど、在校生の家庭には極めて細かく柔軟な対応をいただきたく存じます。」

七人目の御意見です。

「児童数増加の現在、通学区域の見直しは致し方ないと考えています。しかし、通学区域の見直しが、令和8年度から仮定されている現状に驚いています。通学区域が変更となる家庭に対して、当面の猶予措置が検討されることを強く望みます。また、兄弟が同じ学校に進学できることは配慮させるのか質問があります。例えば、長子が青木小学校に進学している場合は、施行日以降の新1年生も進学できるような措置は図られるのでしょうか。」

八人目の御意見です。

「現在登校している児童が転校にならないようお願いしたいです。兄弟で違う学校にもなるのも大変です。学区の変更は任意にしていただき、このまま学区の範囲は変更されないことを願っています。」

こちらも事務局から一部回答をさせていただいておりますので、参考に御紹介します。

現在、青木小学校に登校している児童が転校にならないようにしてほしいという御意見をいただいておりますが、第2回検討部会ニュースにも記載のとおり、青木小学校に通学している児童（在校生）は通学区域の見直しの対象外となることを回答しております。

九人目の御意見です。

「友人のお子様も斎藤分小で1クラスだったと話していた事もあり、案じていました。よって登校区域改変が最も適正だと考えます。今後の少子化を

思えば、登校区域改変一択かと思います。無駄な税金を使うよりは、設備や教員の増員などに力を入れて頂きたく存じます。」

十人目の御意見です。

「横浜市の学校は、市民全体の税金によって運営されています。限られた一地域からの要望があった場合でも、「公の利益」や「市民全体の公平さ」が最優先であるべきと考えます。公立小学校は市民が等しく恩恵を受けるべき教育インフラです。学区調整に対して、「こどもがかわいそう」「引っ越しできない」という反対意見ばかりが先行するのは、他の納税者の理解や協力の上に成り立っているという視点が欠けているように感じます。

また、教室という「箱」だけを増やしても、運動場や共用スペースの物理的な余裕がなければ、こどもにとってのストレスや窮屈さに直結します。

教員については市の職員として同条件で配置・研修を受けているはずで、教育の質にも大きな差は出にくいと考えます。限られた予算をどのように使うかは、『未来の世代のためによりよい仕組みをつくる』という視点から御判断いただきたいと思います。」

十一人目の御意見です。

「学区の再編成が避けられない状況だとしても、数年少なくとも6年間は青木小学校が選択肢として認定されることを祈るばかりです。パンク状態ということは前々から把握されていたにも関わらず、なぜ上記については柔軟に対応がされてこなかったのか疑問です。突然、杓子定規に決定事項を通知するのではなく、こどもたちのためにも少しずつ臨機応変な変革をされることを強く望みます。

また、該当者への情報が少なすぎます。資料のポスティングはありがたいですが、地域全戸に配るのは多方面で無駄に感じますし、チラシに紛れて重要と思わず目を通していない保護者も多いです。近隣の園や不動産などに簡易のお知らせなどを配布してはいかがでしょうか。」

いただいた御意見は以上となります。

続きまして、資料5の12ページ以降に事務局としての考えをまとめておりますので御紹介します。

通学区域変更に関することで、一つ目、「今回、提示された通学区域変更案で対象となっている地域が、対象・検討されているのはなぜか」という点については、前回も説明させていただいたとおり、通学区域変更を検討する際には、周辺学校と通学区域が隣接している地域を中心に検討を行うことから、対象地域としてお示ししております。

二つ目、「指定地区外就学制度で就学している児童の制限を検討するべきではないか」という点については、指定地区外就学の児童の制限につきましては、「指定地区外就学制度」に則り、どのような対応が取れるのか、今後検討してまいります。

	<p>三つ目、「青木小学校の通学区域全域を対象に、特別調整通学区域を無期限に設定し、教室不足への対応とすることはできないのか」という点については、青木小学校の通学区域全域を対象に特別調整通学区域を無期限に設定した場合、通学区域内の全児童が青木小を選択する可能性があります。その場合、教室不足の状況が改善されない見込みとなりますので、教室不足の対策とすることは、困難であると考えています。</p> <p>四つ目、「通学区域変更を行うとしてもすぐに行うのではなく、猶予期間・経過措置が設けられないか検討してほしい」という点について、「経過措置」の検討につきましては、ある程度の期間、引き続き、青木小学校に通うことができるような経過措置を設けられないか、事務局にて条件等の整理・検討を行いましたので、本日の検討部会にて御説明いたします。</p> <p>五つ目、「在校生のきょうだい児がいる場合、通学区域変更後も下の子が青木小学校を選択できるなど、柔軟な対応を検討してほしい」という点については、今後、学校等と調整のうえ、検討してまいります。</p> <p>続いて、通学路に関することとして、1つ目、「沢渡の地域から三ツ沢小学校までの通学路の高低差や通学距離について」という点については、横浜市では、市域の大半が市街地であることや、道路交通事情等の状況を踏まえ、徒歩による通学を前提に通学区域を設定しています。また、児童生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、小学校が片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内を望ましい通学距離としています。</p> <p>沢渡から三ツ沢小学校までの通学距離が、三ツ沢小学校まで最も遠い地域からの通学距離が片道おおむね1.5km程度となっている状況や、他の小学校においても同様な高低差の中で通学区域が設定されていることを踏まえて、通学区域の見直し案を第2回検討部会にてお示しさせていただきました。</p> <p>二つ目、「仮に通学区域変更を行った場合の通学路の安全対策等について」という点については、学校関係者やスクールゾーン対策協議会の皆様とも調整のうえ、児童への負担・安全面等を考慮して、通学区域変更後の通学路を選定していくきたいと考えています。</p> <p>続いて、検討部会事務局の運営等に関するについてですが、一つ目、「資料の公表時期が遅い、部会ニュースの発行と合わせる必要はない」という御指摘については、先ほどお伝えしたとおり検討していきたいと考えております。</p> <p>二つ目、「未就学児のいる家庭の保護者に、いち早く情報提供してほしい」という点については、検討部会ニュースを発行し、青木小学校の通学区域内へ全戸配付、市ホームページ上での公表等により、地域の方々をはじめ、市民の皆さんへ情報提供を行っています。今後も情報提供については適宜、行ってまいります。</p> <p>三つ目、「横浜市がこれまでまちの将来に対して計画をしてこなかったこ</p>
--	--

とが原因。今後同じような事態が別の地域で起こってはいけない」という点については、いただいた御意見は、担当部局へしっかりと共有させていただき、教育委員会事務局としても、今後は関係部局との連携や共有をより一層、密に行い、不足教室となる見込みが発生しないよう、努めてまいりたいと考えております。

四つ目、「教育委員会としては、開発・建築情報をいつ・どのように把握しているのか。不足教室とならないよう、もっと早く状況や計画を把握する必要があると思う」という点については、いただいた御意見の下部に開発情報の把握方法を記載しています。①から⑧までございますが、このような取り組みを通じてなるべく早い段階でこうした情報を把握できるよう努めているところです。

お寄せいただいた御意見や御質問、事務局として現在考えていることの紹介については以上となります。

4 議題「学校規模適正化等の検討について」

(部会長)

ただいま、御意見・御質問の御報告が終わりましたので、これより次第4の議題に入ります。

学校規模適正化等の検討について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、皆様、お手元に資料6「学校規模適正化等の検討について」を御用意いただけますでしょうか。

それでは、資料の1～4ページは先ほど御説明した前回までの検討内容の振り返りとなっておりますので、私からの御説明は5ページからとさせていただきます。

5ページをお開きください。右下にページ番号が振ってありますので、御確認ください。

はじめに、「通学区域の変更の流れ」、事務手続きの仕組みについて御説明させていただきます。

まず、「通学区域の変更手続きの期日」についてです。次年度の新1年生を対象に、通学区域変更を行う場合には、例年10月頃に区役所から発送される「就学通知書」というものがございますが、こちらに通学区域の変更内容を反映させる必要があります。資料に記載しているとおり、小学校は8月までに教育委員会で定めた通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の改正を終える必要があります。

次に資料5ページの青枠を御覧ください。こちらは通学区域変更の対象となる方の「例」を記載しております。

	<p>(1)については、今年の8月までに規則改正手続きが完了した場合を記載しています。この場合、来年度の令和8年度以降に新1年生となる児童が「主な対象」であるということになります。</p> <p>現時点から令和8年度に向けた通学区域変更を行う場合には、これから8月までの間、約1か月強の期間で地域や周辺の小学校、あるいは教育委員会との調整をすべて終えて、手続きを完了させる必要がございます。</p> <p>そのため、資料内に※印で記載しておりますが、事務局といたしましては、令和8年度当初からの通学区域の変更は、現時点においては想定をしておりません。</p> <p>続きまして、下段の（2）を御覧ください。こちらは今年の9月以降、来年の8月までの間に、通学区域変更の事務手続きが完了した場合の説明となってございます。</p> <p>この期間で、様々な調整や事務手続きが完了した場合は、令和8年度ではなく、令和9年度以降に入学する新1年生が「主な対象」として、新しい通学区域が設定されることとなります。先ほど、令和8年度からの通学区域の変更は想定していませんということをお伝えしましたが、事務局としては、（2）のスケジュールが現実的なスケジュールであろうと想定しているところでございます。</p> <p>続いて、6ページを御覧ください。</p> <p>こちらは先ほどの「事務局に寄せられた御意見」でもあった内容ですが、通学区域を変更する際の在校生についての御説明になります。</p> <p>資料に記載のとおり、「在校生は通学区域変更の対象外」とさせていただいております。</p> <p>また、黄色枠の中でも記載してございますが、例えば「青木小学校に在学している間に通学区域が変更になった場合は、在校生は引き続き青木小学校に通学する」ことになりますので、転校というかたちにはならない、ということになります。</p> <p>続いて、7ページを御覧ください。この7ページと8ページでは、前回の第2回検討部会で事務局から提示した「通学区域の見直し案」を載せております。</p> <p>前回、御提案させていただいた案は「案①」と呼ばせていただきます。</p> <p>この「案①」においては、通学区域変更後に「青木小学校の教室不足が解消する」と、「通学区域変更によって、周辺の小学校においても教室不足が発生しない」ことを前提条件として、提示させていただいたところです。</p> <p>少し前回の振り返りも含めて御説明しますが、こちらの「案①」においては、地図上の番号でいうと「③反町地区」及び「④松ヶ丘地区の一部」につ</p>
--	--

いては、青木小学校が選択可能な特別調整通学区域を設定し、その他の「①・②・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨」の地域については、通学区域変更後は青木小学校以外の小学校に通学していただくという案を前回の検討部会ではお示しさせていただきました。

なお、この「案①」で通学区域の変更を行うと決まった場合は、来年8月までに事務手続きを完了し、令和9年度から新1年生となる児童を「主な対象」として通学区域変更を行うことが望ましいと考えているところです。

次に9ページを御覧ください。左上に「4. 経過措置の検討について」と書かれているページになります。黄色塗りの部分になりますが、こちらは前回の第2回検討部会当日、そして本日の部会開催までに、地域の皆様から、「通学区域変更を行うとしても、すぐに行うのではなく、猶予期間・経過措置が設けられないか検討してほしい」といった御意見を複数いただきました。こうした意見を踏まえまして、事務局といたしましても、「経過措置が設けられないか」という視点に立ち、改めて条件等を整理し、検討を行いましたので御説明させていただきます。

10ページを御覧ください。まず「経過措置の考え方」について御説明いたします。

経過措置とは、通学区域が変更になる対象区域に、いざれかの学校を選択できる「特別調整通学区域」を、例えば令和何年度から何年度まで設ける、時限的に設定するといったものになります。

資料の下段の表を御覧いただければと思いますが、経過措置期間中に「転入する小学生」と「新たに就学する1年生」は、「指定校」・「受入校」のいざれかの学校を選択が可能となります。

経過措置期間が終了した後は、特別調整通学区域が解除されることとなります。表のなかでは、青木小学校が「受入校」として赤字で記載されておりますが、経過措置終了後はこちらが解除されて、新たな「指定校」に通っていただくということになります。

次に、11ページを御覧ください。

こちらは経過措置の期間を例え「6年間」とした場合、どういった方が対象・対象外になるのかということをお示しした表になっています。

来年8月までに、規則改正に関する手続きをすべて完了した場合は、「令和9年度入学から令和14年度入学」の未就学児、つまり今はまだ小学校に上がっていない未就学児は経過措置の対象となっており、「指定校」と「受入校」から就学する小学校を選べるようになっております。

一方、令和15年度以降に入学する新1年生については、経過措置の対象外ということとなり、新たに指定された小学校に通うこととなります。

次に、12ページを御覧ください。先ほどは、経過措置を「6年間」とした場合について御説明しましたが、今度は「3年間」とした場合にはどうなるのかという御説明になります。

3年間の場合、令和9年度から令和11年度に入学される未就学児については、経過措置の対象として「指定校」または「受入校」から小学校を選んでいただくことになります。

令和12年度以降に入学される新1年生については、経過措置の対象外となりますので、新たに指定された小学校に通うこととなります。

以上、「経過措置の考え方」について御説明をさせていただきました。

ここからは、実際にどのようなかたちで、青木小学校で経過措置を講じることができなのかということについて、検討の結果を御説明させていただきます。

13ページを御覧ください。こちら左上に「通学区域の見直し案②」と書いてございますが、こちらは前回の検討部会で事務局より御提示させていただいた「案①」をベースに「経過措置」を講じた場合の説明となっています。

経過措置を講じる場合の注意点として、まず、「案①」でお示しした通学区域変更の対象となる地域のすべての方々が、経過措置の期間中に青木小学校を選択することが可能であることが前提となります。

そのため、仮に、対象地域の児童・未就学児の全員が青木小学校を選択したとしても、青木小学校が教室不足とならないよう、調整する必要がございます。

その見込みの試算について、次のページで御説明させていただきます。

14ページを御覧ください。こちらは繰り返しになりますが、経過措置を講じる、対象地域のすべてのお子様が青木小学校を選択した場合の最大値で見込みを出しております。

表では、「6年間」と「3年間」、いずれかの経過措置を講じた場合の試算となっておりまして、赤字で、25と記載しているかと思いますが、いずれの場合についても、令和10年度から教室不足の状況となってしまう試算になっております。

すべての経過措置の対象となっている地域の方が、全員、青木小学校を選択する可能性は低いとは思うのですが、事務局といたしましては、全員が青木小学校を引き続き選択した場合のことも、併せて考える必要がありますので、この「案②」においては経過措置を設けることは難しいと考えております。

次に15ページを御覧ください。先ほど「案②」について説明させていただきましたが、教室不足となることから、経過措置を設けるためには、「通学区域の見直し対象とする区域」を再検討する必要があると考えました。

そのため、「案①」及び「案②」で我々からお示しさせていただいた通学区域の対象地域の見直しを、改めて検討させていただきました。

まず、通学区域変更により、青木小学校の教室不足が解消するということと、周辺の小学校においても教室不足が発生しないということを前提条件として、通学区域の見直し案を新たに検討したものが16ページになります。

こちら、16ページの通学区域の見直し案が、事務局から新たに御提案させていただく「案③」となっています。はじめに、「経過措置の対象外の地域」について御説明したいと思います。

前回の検討部会の中で、例えば、新しく建つマンションを通学区域の変更の対象とし、青木小学校ではない別の小学校に通学してもらうことはできなかいかという御意見をいただいておりました。一部、入居済みの物件もございますが、左下の表、「オレンジ色の①～⑤」については、今後、新しく建設されるマンションということもあり、こちらは経過措置の対象外とし、令和9年度から通学区域の変更を行わせていただきたいと考えております。

そのため、オレンジ色でお示ししているマンションに関しましては、令和9年度から通学区域を青木小学校ではない学校に変更させていただくということが、まず一点ございます。

次に、右の表を御覧ください。こちらの表を見ていたら、先ほど御説明したオレンジ色のマンションを除き、すべての地域で、経過措置期間中は青木小学校を選択することが可能となります。

例えば、栗田谷地域において、経過措置期間中、指定校が斎藤分小学校、受入校が青木小学校となっているように、こちらにお住まいの方に関しては、御事情に合わせてどちらかの小学校を選ぶことができるという状況です。

その一方で、左側の地図を見ていただくと、先ほど御説明した「案①」や「案②」でお示しした通学区域変更の対象地域から新しく追加になっている地域や拡大した地域がございますので、その点について次のページで御説明させていただきます。

17ページを御覧ください。「案③」において、「新規追加」または「拡大」した地域を赤字で記載しております。番号で御説明するところの、「③・⑧・⑨」になります。順に、御説明いたします。

まず③の「松本町3丁目」と⑨の「桐畑2、3、8-3」及び「反町1丁目1、8」が新規追加となっています。

⑧は、「鶴屋町1丁目」と「台町の一部」が拡大となっている地域です。説明が前後して申し訳ありません、18ページを御覧ください。

こちらでそれぞれの地域を詳しく説明しております。

18ページでは、新規追加となる③、「松本町3丁目」を御説明します。

松本町に関しましては、1丁目から6丁目までありますが、4丁目から6丁目は、すでに三ツ沢小学校が指定された地域です。1丁目から3丁目は現在、青木小学校が通学する学校として指定されていますが、三ツ沢小学校側に一番寄っている地域が「松本町3丁目」ということもあり、通学区域変更の対象地域として新たに追加させていただきたいと考えています。

なお、「松本町3丁目」は、基本的に経過措置ということではなく、三ツ沢小学校と青木小学校のいずれかを選択できる「特別調整通学区域」の設定を想定しています。

次に、19ページを御覧ください。こちらは「拡大」となる地域の「鶴屋町1丁目」と「台町の一部」でございます。

まず、こちらの地域に関しましては、鶴屋町1丁目、オレンジ色の④のところ、「ザヨコハマフロントタワー」の超高層マンションがございまして、こちらのマンションについては、先ほども御説明しましたが経過措置は設けず、「令和9年度から宮谷小学校へ通学区域変更」を行う案となります。

通学区域変更を行う場合には、いわゆる「飛び地」といった、「通学区域内の、ある特定のマンションだけを他の学校へ通学区域を設定することはしない」ことを、前回の検討部会でも御説明しましたが、この地域においても、オレンジ色の④の「ザヨコハマフロントタワー」の学区変更とあわせて、周辺地域である「鶴屋町1丁目」とマンションが複数ある「台町の一部」を対象地域に加えた案となっています。

経過措置の期間中は、「ザヨコハマフロントタワー」を除くそのほかの地域の方に関しましては、青木小学校を引き続き選択することが可能となっております。経過措置期間の終了後は青木小学校を選べなくなり、宮谷小学校に通学していただくということになります。

次に、20ページを御覧ください。こちらも「新規追加」となる地域でございます。こちらは「桐畠の一部」と「反町1丁目の一部」を新たに追加した案となっております。

先ほどの「ザヨコハマフロントタワー」と同様に、こちらの地図の中にもオレンジ色の⑤があると思いますが、こちらは「サカタのタネ跡地」に建設が予定されているマンションになっています。こちらについても経過措置を設けることなく、令和9年度から通学区域変更を行って二谷小学校に学区変更をしたいと考えます。

	<p>この通学区域変更によって、「サカタのタネ跡地」に建設されるマンションが「飛び地」とならないように、その周辺の「桐畠2、3、8-3」と「反町一丁目1、8」を対象地域として、新たに追加することを考えております。また、この周辺地域に関しましては、経過措置を設けたいと考えております。</p> <p>ここまでが、新たに追加・拡大といたしました地域の御説明となります。</p> <p>次に、21ページを御覧ください。前回までの検討部会でもお示しさせていただいておりますが、こちらは現在の青木小学校の通学区域内で、教育委員会事務局が把握している物件の一覧となっております。それぞれ、住宅のタイプ、戸数、入居年なども記載しています。こちらは参考に載せておりますので、次に進めさせていただきます。</p> <p>22ページを御覧ください。こちらは、今まで御説明してまいりました「案③」において、通学区域の変更及び経過措置期間の設定を行った場合、今後の青木小学校の児童数や学級数の増減について、試算した表となっております。</p> <p>こちらでは、3年間、4年間、5年間、6年間で経過措置を設けた場合の、青木小学校の児童数・学級数の推移を載せています。</p> <p>繰り返しの御説明となり恐縮ですが、経過措置を設けた場合、経過措置対象地域のすべての方が、青木小学校を選択した場合の想定される最大値の推計となっています。そのため、こちらの表でお示ししているのは、青木小学校に来る児童数が最大でどのくらいの人数になるかということになります。</p> <p>まず、3年間の経過措置を設けた場合ですが、こちらは経過措置の期間中、経過措置の解除後、いずれにおいても青木小学校において、3年間であれば教室不足は発生しない見込みという試算となっております。</p> <p>一方で、下段の6年間の経過措置を講じた場合、令和14年には一般学級が25学級となてしまい、不足教室の状況になってしまう可能性が高いという試算になっています。</p> <p>このような試算の結果から、事務局といたしましては、「経過措置が講じられる期間は3年間が限度」と考えております。</p> <p>資料中の緑枠内にその理由を記載しておりますので御紹介いたします。</p> <p>経過措置は3年間が限度であると考える理由は、主に2点ございます。</p> <p>一つ目として、仮に4年間以上の経過措置を講じた場合、青木小学校の学区内で、今後、把握しえない開発等によって、児童数・学級数が増加した際に、再び青木小学校が教室不足となり、改めて通学区域変更等の対応を迫られる可能性があることが課題として考えられます。</p> <p>二つ目といたしましては、22ページの表中、4年間の経過措置のところを</p>
--	--

御覧いただきますと、令和11年から令和12年にかけて、児童数を748人から759人と予測しており、経過措置の期間中に児童が増加する、増加傾向の予測となっていることから、危ないサインということで、我々としてはリスクがあると考えています。

そのため、繰り返しになってしまいますが、経過措置が講じられる期間としては、事務局としては3年間が限度ということで考えているところでございます。

なお、ここまでのお説明は、「案③」の場合、青木小学校の児童数・学級数がどのような推移となる見込みか、ということでございます。

最後、23ページを御覧ください。こちらは、仮に「3年間」の経過措置を講じた場合に、青木小学校以外の小学校がどうなるかというところの試算でございます。

各小学校の試算を御確認いただければと思いますが、斎藤分小学校は令和11年度から不足教室が見えている状況でございまして、二谷小学校においては令和13年度から、赤字で記載しております通り、不足教室が見えている状況となっています。

ただし、※印で記載しておりますが、斎藤分小学校、二谷小学校とともに「内部改修」や学校の「建替え」等により必要な教室数は確保することが可能な見込みでございますので、こういった通学区域変更の方向性が決まった際には、必要な改修等を行って対応していきたいと考えています。

なお、三ツ沢小学校、宮谷小学校については、不足教室は発生しない見込みとなっています。

長くなりましたが、資料の説明は以上となります。

本日は、前回の第2回検討部会でお示しした「案①」とあわせて、ただ今お説明させていただいた、経過措置を設けた場合の「案③」について、皆様から率直な御意見をいただければ幸いと思っているところです。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

(部会長)

はい、それではただいま事務局から説明がございましたが、経過措置を設ける場合の新たな通学区域の変更案の説明がありましたとおり、ここからは事務局から今回新たに示された案と、前回の検討部会で示された案の2つの案について、部会委員及び参考人の皆様から御意見を伺いたいと思います。

まず、部会委員の皆様から御意見をお伺いします。部会委員の皆様に御意見をいただいたのち、参考人の皆様から御意見をいただきたいと思います。

	<p>その後、副部会長、最後に私の順で意見を述べさせていただきます。</p> <p>なお、御意見をいただく際に出た御質問については、その都度、事務局より回答をお願いいたします。</p> <p>それでは部会委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>(委員)</p> <p>まだまとまっていないので、また後で意見したいと思います。</p> <p>(部会長)</p> <p>じゃあ次にお願いします。</p> <p>(委員)</p> <p>今後の話ですが、検討部会の結果のニュース、これが前回の第2回についても少し遅かったように感じました。</p> <p>知り得た情報を使って、住民に対して説明会とかアンケートを取ることまでの、期間がなさすぎました。</p> <p>実際、私の家にニュースが届いたのが6月5日です。広く住民に対して意見を求めるには、今日にいたるまでの期間がなさすぎると思います。早く資料を出してもらいたいです。</p> <p>また、私自身、自分の立場をどう理解していいかわからなくなってしまいました。今回、地域の代表者は検討部会に出ていると回答していますが、そういうことでよろしいのでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料を出すのが遅いという御意見については、委員の方や地域の方からも同様の御意見をいただきました。</p> <p>検討部会ニュースに関しては、議事録を皆さんに御確認いただいた後に、発行となるため、一定のお時間がかかるのですが、できる限り迅速に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>まずは、本日の、第3回検討部会の当日資料について、本日の会議終了後、速やかにホームページに資料を掲載し、検討部会で使用された資料や議論の内容が分かるようにしたいと考えております。</p> <p>また、本日の検討部会の議事録やニュースにつきましても、完成次第、速やかに掲載し、少しでも早く皆様に情報提供できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>立場という点では、ただ今、御発言いただいたように、地域でもさまざま苦心されているということについては申し訳ございません。我々といたしましても通学区域内にお住まいの方々に対して、状況を御理解いただくことが</p>
--	--

必要であると考えており、今後も引き続き、丁寧な情報提供等に努めてまいります。

(部会長)

はい、では次の方。

(委員)

たくさんのことToOne度に話されたので、あまり意見がまとまっていませんが、まず気になったところから意見させていただきます。

今回、初めて、「松本町3丁目」が三ツ沢小学校に通学する可能性がある案が提示されましたが、すぐ隣の「松本町4～6丁目」の子どもたちは三ツ沢小に通っている中で、「松本町3丁目」の子どもたちは青木小学校に通い、「松本町1、2丁目」は栗田谷中学校に行くのに対して、「松本町3丁目」は松本中学校に行くという、非常に難しいところにいたので、三ツ沢小学校に行くということにするのであれば、すわりがいいのかもしれません。

その一方で、「松本町4丁目、5丁目」に在住で、青木小学校に行きたい子どもたちは、「松本町3丁目」の登校班に籍をおいて青木小学校に来ている状況です。

今日ここに、「松本町3丁目」に関わる方は一人もいらっしゃいませんが、突然こういう話を振られて、きっとお住まいの方は驚かれるだろうなと思います。

それから松ヶ丘に新しくできるJR跡地のマンション、90戸とも100戸ともいわれていますが、今、工事が止まっているように見受けられます。いつ再開するのか、目途も立っていない様子です。諸物価が高騰しているということもあるのだろうと思いますし、非常に大きな擁壁を新しく切り直したいけれど、お金と時間と人手の面で切り直しについての結論が出せず、いつ住戸が建つかという見通しがないように思えます。

資料上では、令和9年入居と書いてありますが、おそらく令和9年に入居することはまずないだろうと思います。つまり、ここに積算されている、子どもたちが増えるという数ですが、本当にここまで増えるのか疑問があります。

また、もしも松ヶ丘にできる新しいマンションの子どもたちが、三ツ沢小学校に行くということになると、距離的には青木小学校と同じくらいなので、決して遠くはないと思いますが、歩道のないグリーンベルトが敷かれているだけの、タクシーもトラックもよく通る通りを、子どもたちは三ツ沢小学校まで歩いていかなければなりません。

行きは下り坂、帰りは上り坂です。そこは危ないだろうということで、せせらぎ緑道へ行かせるという判断もあるかと思いますが、せせらぎ緑道に行

くためには、細い石段を下りていくか、松ヶ丘の急な坂を下りていくかでなければ行けないですし、登校班があったとしても、せせらぎ緑道は人が頻々と通るところではありません。そのような道を、行きはともかく、帰りにこどもたちが帰ってくるというのは安全面から考えてどうなのかと思います。

また、一部の資料の中で、公教育はどこの小学校も中学校も同じようにされていると記載がありました。それは誠にそうだと思います。横浜市は教育のレベルもとても高いと思っておりますが、自分も青木小学校を卒業し、こどもも青木小学校を卒業させた身として、我田引水で言わせていただくと、青木小学校の校長先生は、代々とても優れた方が来られて、校長先生以下、教員の皆様も本当によくこどもたちのことを考えてくださる方々ばかりだと感じています。そういうところを信頼して、こどもを預けておりました。

その青木小学校の学区がこうやって寸断されて青木小学校からこどもたちが去り、宮谷小などは、区またぎになります。これはどうなのかなと非常に思います。

また、知人が区をまたいで学校のこどもたちを抱えるのはとても大変だと申していました。そういったことから考えても、できれば区またぎだけは避けていただきたいなと思います。

(部会長)

はい、じゃあ次をお願いいたします。

(委員)

13 ページの資料に「経過措置対象の地域・指定校」というのがありますて、右の表の⑧、⑨の「台町の一部」と「鶴屋町3丁目の一部」が経過措置終了後は宮谷小学校へ、ということになっています。確かにこの⑧、⑨の地域は西区との完全に接点の地域で、もしこの辺りに青木小学校に通学している児童がいるとすれば、青木小学校へ行く距離と、宮谷小学校へ行く距離はほぼ中間くらいだと思います。

そのあとに、19 ページで、通学区域変更の追加の案が出ています。

まず、「鶴屋町1丁目」の左の図の④、「ザヨコハマフロントタワー」、皆さん、御存知のとおり、43階建てのマンションができて、現在青木小にも若干名の児童が通っています。しかしこのマンションは前回の検討部会でも申し上げたのですが、ほとんどが商業的な利用のマンションとなっており、今以上にファミリー層の所帯が入ってくるということは、地元としてはそれほど予想していません。

また、今回の案で追加された「台町の一部」に、新しく作られている、40 所帯くらいのマンションができています。今月中には入居開始ということなのですが、そのうちのファミリー層というのは、2割程度、つまり約 12 部屋

くらいしかないと私は思います。いわゆる 70 m²くらいの部屋は全戸のうち約 2割程度ということで、そんなに児童が入ってくるのかと疑問に感じます。

仮に、この図のように、「台町の一部」と「鶴屋町 1 丁目」の一部が宮谷小学校へ行った場合、宮谷小までは約 2.5 km の距離があります。通学区域の変更の際には、小学校の場合は片道 2 km 以内という条件がついていると思います。その条件からも逸脱するのではないかと思います。

また、鶴屋町 1 丁目を宮谷小へ入れる場合、鶴屋町には 2 丁目、3 丁目があります。2 丁目の子どもはどうするのでしょうか。2 丁目の子どもも宮谷小へ行くのでしょうか。

そのあたりのこととは、今後、地元に持ち帰って、この地域にお住まいの方たちと意見を集約して、その集約した意見を事務局に申し述べまして、今後、事務局と綿密な検討をしないといけないのではないかと思っています。

(事務局)

いただいた御意見につきまして、一部補足で御説明させていただきます。

まず、皆様、御存知の「ザヨコハマフロントタワー」ですが、現在、我々が把握している限りで申し上げますと、賃貸として出されている物件と、すでに中古物件として出されている物件があると認識しております。

すでに入居が始まっているマンションではありますが、現在、ファミリータイプが 100 数戸程度、現在売りに出されているということを確認しています。

どのくらいのファミリー層が入居して、幼児や児童が発生するのか、という話はあるかと思いますが、現状、教育委員会事務局としては、100 数戸入ってくるようなポテンシャルがあるマンションであると認識しております。

また、言及がございました台町のマンションですが、我々の情報ですと、ファミリータイプの間取りが全部で 62 戸販売されており、今後入居予定となっています。早ければ、今年度中にも入居が始まるものと思われますが、「ザヨコハマフロントタワー」と合わせて約 200 戸弱くらいの方が入ってくる地域と認識しているところです。

もちろん、今後、ここの地域の通学区域変更を検討、設定することになれば、他にもさまざま課題はあるとは思うのですが、まずは通学距離につきまして、我々も「ザヨコハマフロントタワー」や新規マンションから宮谷小学校まで実際に歩いて測定をしたのですが、約 1.6 km の道のりでした。もちろん、どの道を通るかによって多少の誤差はあると思いますが、通学路になると想定される道をみると、約 1.6 km の距離と認識しております。もしそこに齟齬があるようでしたら、またお話をさせていただきたいとは思いますが、約 1.6 km ということになりますと、我々の考えている適正な通学距離の範囲内と考えているところで……。

	<p>(委員) 大きな交差点が二つありますよね。</p> <p>(事務局) はい。歩道橋を上ると……。</p> <p>(委員) 通学路のなかに歩道橋があるということはどう考えますか。</p> <p>(事務局) 宮谷小学校に変更するということになれば、通学路はもちろん考えなければならぬですし、通学安全対策を考える必要もあります。宮谷小学校の校長先生とも相談にはなりますが、歩道橋を渡る通学路とするのか、そのあたりは実際に検討する必要が……。</p> <p>(委員) それによっても距離の具合が多少変わってきますよね。</p> <p>(事務局) おっしゃるとおりで、我々、教育委員会事務局としては、2kmを超えて通学区域を設定するということはよほどの事情がない限りしませんので、今回のような変更案をお示しするにあたり、通学距離が2kmを超えた御提案は基本的にはしない方向で……。</p> <p>(委員) 付け加えて言いますと、バス通りを挟んだ、鶴屋町3丁目の現状について、私は詳しくはわかりません。しかしながら、同じくバス通りを挟んだ台町の方では、すでに宮谷小へ行っている子がいると聞いています。そういう意味では、当初の13ページの最初の案ならば、そのあたりは地域的な部分でも、お住まいの方も納得して、青木小へ行くよりは宮谷小へ行ったほうが近いという判断で行ってくれると思います。</p> <p>それはすごく理解できたのですが、今回、「(鶴屋町)一丁目」と「台町の一部」が入ってきて、台町のマンションは今月にオープンしますが、70戸あって、ほとんどが50m²以下と聞いています。70m²以上は先ほど申し上げた通り、2割です。だからファミリー層は2割だけです。70戸全部じゃないです。もうちょっと調べてください。</p>
--	--

	<p>(事務局) ありがとうございます。我々も確認させていただきます。</p> <p>(部会長) はい。それでは次の方お願いします。</p> <p>(委員) 案③の桐畠の「サカタのタネ跡地」のマンションなのですが、たぶん一番大きいところは 170 所帯で、ひとつマンションを挟んで、30 戸ずつくらい建つ予定で、その広さがどうなるかまだ不明なため、実際に入居してくるファミリー層がいるのかどうかがわからない今の時点で、二谷小に変更するというのには問題ないと思います。 また、反町 1 丁目の一部を二谷小に変更するという案③だったのですが、案①の反町全体の特別調整通学区域の設置はなくなったという判断でよろしいでしょうか。</p>
	<p>(事務局) そうです。こちらの資料の 17 ページ、右側の青枠の中の⑨番の一番右下に※印で書いてあるところでして、「案①でお示しした反町における通学区域変更（特別調整通学区域）は行わず、新しく⑨を設定する」というところになります。</p>
	<p>(委員) そうすると、ほぼほぼ反町公園と、専門学校の周囲のマンションという認識でよろしいですか。では、そこまで極端に二谷小の児童の数が増えるというわけではないという認識でよろしければ、特に意見はございません。</p>
	<p>(委員) 反町は、反町第 3 自治会、反町町内会、反町自治会ですが、（見直し案②では、）経過措置期間終了後は青木小学校と二谷小学校に分けて入ることですよね。</p>
	<p>(事務局) 青木小学校と二谷小学校のどちらかを選択できるということになります。</p>
	<p>(委員) 全員が青木小学校に行きたいと言った場合、どうなるのですか。</p>

	<p>(事務局)</p> <p>特別調整通学区域は、指定校と受入校、どちらかの学校を選んでいただくことができるものになります。特別調整通学区域の設定にあたっては、対象区域のすべての方が青木小学校を選択したとしても、青木小学校が教室不足にならない範囲で設定を行うことが基本であるため、例えば、指定校が二谷小学校、受入校が青木小学校で、対象となるすべての方が青木小学校に行くことについては問題ないということになります。</p>
	<p>(委員)</p> <p>問題ないとは、どういう意味ですか。</p>
	<p>(事務局)</p> <p>対象者の全員が青木小を選んだとしても、その全員が青木小に通えるということです。指定校、受入校のいずれかを選択できるということになっているので、それは青木小学校に 100%行っても、50%行っても、青木小を選択できなくなる、行けなくなるといったことは起きないということになります。</p>
	<p>(委員)</p> <p>つまり、希望通り行けるということですか。</p>
	<p>(事務局)</p> <p>そのとおりです。</p>
	<p>(委員)</p> <p>わかりました。</p>
	<p>(参考人)</p> <p>今の話のところですが、恐らく全然納得されていなくて、2ページ目と 14 ページ目の数値が違うところについて、説明していただいたほうがわかりやすいのではないでしようか。</p> <p>2ページ目のシミュレーションと、14 ページ目のシミュレーションの数値が違っています。そこには理由があって違いがあると思いますが、それをきちんと説明しないといけないのでないででしょうか。</p>
	<p>(事務局)</p> <p>では先に、その点についてお答えします。</p> <p>まず 2ページ目を御覧いただければと思うのですが、こちらは記載の通</p>

り、3月26日の第2回検討部会時点でのシミュレーションの結果となっております。先ほど新しく建つマンションがどれくらいあるのかという話もありましたが、14ページと2ページで大きく異なるところ、主な要因として、例えば「ザヨコハマフロントタワー」では先ほど私が100戸とお話ししましたが、把握している物件の戸数の数字などが変わっています。

把握している物件の情報を収集・更新し、ファミリー世帯がどれくらい入居する予測なのかという部分が変わってきているので、3月時点と、今回の7月時点で、把握している物件からの幼児・児童の増減の見込みが変わっているというところが大きな要因だと思います。

(参考人)

本当ですか。

その答えでいいのでしょうか。

(事務局)

「ザヨコハマフロントタワー」を例に挙げれば、3月時点で売りに出されている戸数として、今後どれくらい入ってくるかというところでだいたい200戸と見込んで計算していましたが、今回お出しする案では100戸ほどで計算しています。

「ザヨコハマフロントタワー」以外にも、だんだんと情報がわかってきた物件がありますので、そこをより精緻に計算した結果、数字が変わってきているところです。

(数値差の要因に関する補足説明)

本検討部会において、資料6の2ページ及び14ページに掲載された試算の数値差に関する御質問に対し、事務局より回答を行いました。

説明の内容は差異の要因として適切でしたが、資料13ページの前提条件の記載及び14ページの試算の積算条件について、一部誤りがあったことが判明したため、重ねて補足いたします。

訂正後の資料は検討部会ホームページに掲載しておりますので、併せてご参照ください。

(参考人)

違う理由だと思っていました。分かりました。

(委員)

今回、御提案いただいた見直し案③と、以前の案①、②比べてみたときに、正直な印象を言うと一番違和感がないのは③です。

	<p>やはり案①、②に関して、保護者の視点で見たときに、現実的に青木小学校に通えるのか、御意見にもたくさんありましたが、青木小学校に入るため住まわれているとか、それまでの習い事、保育園、幼稚園などを考えたときに、一番、現在の周辺環境と違和感なく通えるのかなと思ったのが、今回お示しいただいた案③でした。</p> <p>この案③自体は、前回の第2回検討部会で、私も意見させていただきましたが、新築マンションを通学区域から外していただき、増加する部分を減らして、できる限り、現在住んでいる方が通学できるような案という意味で一番いいのかなと思います。</p> <p>しかし、実際、保護者の方たちはこの議論を全く知らないといいますか、その中で決まっていくところに懸念がありますし、この案でいいですよ、と簡単に返事していいのかという責任を感じています。</p> <p>どこかで判断しなければいけない、という議論の中で言うならば、案①、②、③と見比べたときに、案③は一番違和感がなく、今後、この案を青木小の現状に沿って、様々な調整を経て、決めていくのがいいのかなとは思っています。</p> <p>今はエリアの話に重きを置いていると思うのですが、経過期間の話も意見してもよろしいでしょうか。</p> <p>お示しいただいた案③は、経過期間を設けるのは3年が限度という案ですが、保護者視点では、やはり6年間の経過措置期間が欲しいです。</p> <p>もともと想定していた増加人数より、直近の増加人数のほうが少ないと思います。ほかの部会委員からもお話をありましたとおり、本当にそんなに入居するのか、ということを考えると、安易な判断かもしれません、6年間の経過措置をとっても大丈夫なのではないかと私は思います。今いる未就学児、今住んでいる方、青木小に通わせようと考えている方が、青木小に通える状態を維持したいというのが私の意見なので、経過措置は6年を希望します。</p> <p>周りの小学校の状況を見ても、どこもギリギリだと思います。青木小もギリギリですが、少しでも児童が増えると、斎藤分小も二谷小も現状の教室数を超えてしまうという状況ですし、ここで3年か6年か判断するうえでは6年でも問題ないのではないかと思いました。</p>
	<p>(事務局)</p> <p>我々も、この部会の中での御意見や、事務局に寄せられた御意見の中でも、6年間の経過措置でなんとかならないか、という御意見は受け止めさせていただいているところではございます。</p> <p>先ほど、御紹介した事務局に寄せられた御意見のなかで、我々教育委員会がどういうかたちでまちづくりの動向をキャッチしているのか、という御意</p>

見も頂戴しておりました。事務局としても、できる限り青木小学校の学区内における住宅開発の動きがないかということを、事業者への聞き取り、現地調査等、綿密に行ってますが、こちらでは把握できない民間事業者側の動きというのもございます。

もちろん、我々も経過措置を6年間にできないかという考えは持っているのですが、青木小の学区を何度か歩いた中で、自信をもって、今後、青木小学校の児童が増える要素はない、と言い切れないのが正直なところです。

マンションの建設を止めるといった権限は、教育委員会にはございません。そのうえで、今後、新たに学区内にマンションが建設された場合のリスクもふまえて、我々としては、経過措置3年間が、ひとつの目安と考え、今回御提案をさせていただいた次第でございます。

(委員)

案③の通学区域変更で決定した時点から、その後に出てくる新築マンション等に関しては、飛び地的に外すということはできないのでしょうか。元々のルールでは、飛び地的な学区編制を「原則は」行わないという書き方をしていたかと思います。

今回、通学区域の変更が決定するまでの段階では仕方がないのかもしれません、通学区域の変更が決定したあとに出てきたマンションに関しては、現在の青木小学校の施設状況等から、受け入れ不可だから周辺校へと飛び地的な設定を検討していただけたら、6年間の経過措置でのリスクは解消すると個人的には思っています。

(事務局)

前回も御意見いただきましたので、しっかりと受け止めさせていただきたいと考えますが、教育委員会としては、一体として通学区域を設定するということが基本的な考え方なので、現時点では飛び地通学区域について設定する考えはございませんというのが回答となります。

(委員)

青木小学校にはすばらしい歴史があり、先ほど他の委員がおっしゃったように、学区が切り刻まれるのは悲しいという思いも感じているところです。

保護者からは、例えば、沢渡の地域は現在、青木小学校に行って栗田谷中学校に行っていますが、三ツ沢小学校になった場合、中学校はどこに行くのかという不安や、沢渡の新しいマンションの子など、宮谷小に通学区域が変更となった場合に、中学校は軽井沢中学校に行くことになるのか、友達がせっかくできたのにバラバラになってしまふのかなど、

	<p>心配の声が届いています。</p> <p>同じ町内で違う小学校に行って、こども会はどうなるのかという不安もありますが、松本町は同じ町内で違う小学校に行っている状況ですので、そのあたり聞いてみたいとも考えています。</p> <p>私も、今回の検討部会の資料が送られてきて、③の案を見たときにすごいと思い、この手があったかと思いました。ずっと昔から住んでいるのになぜ新しい人のために通学区域の変更を受け入れなければいけないのかという声も聞いていたこともあり、それも踏まえると③の案はすごいなと思いました。</p> <p>また、きょうだい児について、上の子が在校生として青木小に在籍していたら下の子は入れるのかということですが、その上の子が卒業した場合はどうなるのでしょうか。上の子が卒業した時点で、きょうだい児の要件に当てはまらないこととなり、下の子が転校することにならないようにしていただけると良いと思います。</p> <p>経過措置3年間というお話については、今後の青木小の児童数が分かってきて、経過措置の期間を延長しても問題ないと判断した際には、経過措置期間を少し延ばすなど、なるべく経過措置を長くしてもらえるように、検討をお願いしたいです。</p> <p>また、先ほど、教育委員会ではまちづくりの権限はないとお話がありましたが、まちづくりというところで何か権限はないのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>あくまでも、民間事業者が土地を取得してマンションを造る、例えば皆さんが戸建て住宅を造ると変わりません。法令上、違反行為がない場合はそれを行政側で阻害することはできないことであり、横浜市として法令的に適合したものに対して、それを建ててはいけませんということはできないということで御理解いただけたらと思います。</p>
(委員)	<p>分かりました。</p>

(委員)

分かりました。

(委員)

事務局に寄せられた御意見や、今出てきた御意見のなかでもいくつかあったように、きょうだい児の問題や経過措置期間がどのくらいになるのかなど、そのような質問が多くあったと思います。

事務局での試算上では、経過措置を3年間にしておくのが1番無難ということだと思いますが、当事者からすると、4年、5年の場合も含めて、なぜそこで区切りが出てくるのかというところが理解してもらうこ

とが難しいのではないかと思います。

私は、少なくとも6年かと思いますが、例えば1番上の子が青木小に通っているとして、次の子は経過措置期間中に入学して問題がなかったとしても、その次の第三子がいた場合、その子が入学する際に経過措置期間を過ぎていた場合は、別の小学校に行かなくてはならないという問題が出てくるのではないかと思います。そのため、本来は経過措置として検討するべき年数は、最大で12年ではないかと個人的には思います。

試算上だと3年と試算されているのは、経過措置期間中に青木小を選ぶ人が100%の場合で試算されているので、1年後、2年後、状況が変わってきたときに、経過措置期間を延長するという方法をとることがよいのではないかと思いました。

(委員)

私も青木小のことを愛しているので、今までどおり、通学区域のどの地域からも、こどもが来てくれることが、心情としては1番だと思っています。このままの学校であってほしいというのが私の心情でもあります。

そのなかで、現在、全市的に特別支援教育の需要が高まってきていて、そうした需要が高まっているのは、青木小も同じであると捉えた時に、この24学級というのが一般学級の数字だとすると、特別支援教育のために、それぞれに合った環境を用意するとなると、なかなか厳しいところもあるのかなと思っていて、大変悩ましいと思っています。ぜひ皆さまのお知恵を拝借しながら最善の方法を見出せたらと思って参加しています。

(参考人)

即答でなくてよいので、後ほど正確な回答をいただきたいです。

全部で6点あります。

まず、横浜市や神奈川区は人口増えています。人口が増えているところで、小学校等に投資していくということは私としては当たり前のことだと思っていますので、それを前提にお話をさせていただきます。

1点目、そもそも、青木小の増築の話が今日は一切触れられていませんが、なぜですか。前回の話でなかったことにしたかったのですか。

2点目、前回、増築の見積りが6パターン程出ていましたが、真剣味がないです。例えば、一時的に教室が足りなくなるのであれば、それを見越して別の手当てをしながら校舎を建てていくことも考えられるはずです。そういうことが全く考えられていないようにみえて、単純に作ればいい、そうなればこれだけの期間がかかるから無理だという話にな

っているので到底受け入れられません。そのため、それを踏まえたかたちで、間に合うようにするためにはどうしたらいいのか、それにはいくらかかるのかというのを見積もっていただきたいです。

3点目、沢渡のところで先ほど1.5kmという話がありましたが、どこからどこまでをどのように測ったのか教えてください。

4点目、沢渡の通学のところで、新1年生から通学区域変更になった場合、その登校班どうするのかということを前回質問させてもらいました。今回の回答は悪い言い方をすると、あなたたちで勝手に頑張ってというように読み取れます。当然、サポートはあって然るべきだと思いますので、そのあたりをどう考えているのかを知りたいです。

5点目、他の小学校でも足りなくて教室数を増やすことがあると書いてありましたが、三ツ沢小に関して、教室数は上限に達しています。宮谷小は余裕があるようですが、この教室のプランを各小学校は納得しているのでしょうか。真偽は不明ですが、ここに記載のとある小学校では部屋数が足りない問題が出ている話を聞いたことがあります。そのため、ここで報告されている数が本当に正しいのか分かりません。

6点目、ここまで話題を踏まえて、ハイブリッド案はないのでしょうか。要するに子どもが増えているのだから増築すればいいじゃないですか。その間に足りなくなるのであれば、暫定でいくつかの案を使って回避しながら、最終的に増築したところに戻ってきたい人は戻ってくればいいし、そのままそこにいたい人はいればいいし、という形でやることはできないのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

終了時刻に近づいておりますので、いただいた6点の御質問につきましては、大変申し訳ございませんが、書面での回答か、別途事務局から御連絡をするかたちで、御対応させていただければと思います。

私の説明も長くなってしまい申し訳ございませんでした。

それでは、次の方お願いします。

(参考人)

新規のところで反町1丁目1、8のマンション2棟を対象としてきたのは、隣の桐畠の一部と合わせて痛み分けで出してきたのではと感じる案で、私としては納得したくございません。

(参考人)

意見がほとんど出たところですが、見直し案③が現実的に近づいたの

かなと感じています。

22ページの経過措置の表について、23、24学級が小学校の分岐点となっていますが、736人で23学級になっていたり、759人で24学級になっていたりして、児童数を学級数で割ると大体31人くらいです。35人の学級編制とどう関係があるのか、どういう数字で学級数を決めているのか確認したいです。

(事務局)

試算をする際に、1年生が何人、2年生が何人というように、学年ごとにシミュレーションを行っています。例えばどこかの学年が37人だとすれば、35人を超えていたため2クラスになりますし、逆に34人だと1クラスとなります。合計値だけを確認すると分かりにくいのですが、35人が学級の区切りになりますので、学年ごとにその試算を行い、最終的な合計値をお示ししています。

(参考人)

今の学級数の話は一般学級のみなので、現在は特別支援学級も増えていると思います。そのあたり、青木小学校はどうなのでしょうか。

おそらく、特別支援学級の数は今後も増えていくと思います。

(事務局)

第1回検討部会で個別支援学級（※特別支援学級の横浜市での呼称）の過去の実績をお示しました。毎年、個別支援学級に在籍している児童は増加しています。こちらは青木小学校に限らず、横浜市全体で個別支援学級に在籍している児童の数は増加傾向にあります。

個別支援学級というのは基本的に8人で1クラスとなっております。

個別支援学級に在籍する児童の特性に応じた学校教育を行うために、8人1クラスで運営するとなっていますので、個別支援学級が増えるとその分の教室も確保しなければならないという実態がございます。

(委員)

資料21ページの栗田谷の共同住宅はまだ工事も始まっていないので、令和10年に入居というのは難しいと思います。

先ほど、松ヶ丘の話にもあったように、この2件の開発だけでも160戸、そういった部分を少しずつ削っていけば1、2クラスは使えるようになるのではないかと思いますので、ぜひ今のままの学区でいってほしいと思います。

	<p>(副部会長)</p> <p>今、皆さんからいろいろな意見が出たわけですが、この会議も1年くらい、皆さんと検討してきました。</p> <p>そろそろある程度の形を作らなければいけないと思っています。</p> <p>そこまでやらなくていいのではないか、6年経過措置のほうがよいのではないかという感じはしますが、教育委員会としては最大公約数でやっていかないと危ないと、万が一教室が足りなくなったら教育に大きな支障が出てくるということがあって、このような案を出してきているのではないかと思います。ここまでくると、できるだけある程度の結論を出していきたいなと考えています。</p>
	<p>(部会長)</p> <p>私自身、連合会長という立場だけで部会長という任務をお引き受けすることになりましたが、今まで2年間くらいこの話を続けてきて、皆さんそれぞれに考え方があって、いろいろな御意見があると思うので、大変なことも十分承知しており、私もそのとおりだと思っています。</p> <p>今、日本の中でも少子高齢化ということで、こどもが減っており、地方では学校の統合が進んでいる中で、この神奈川区の青木小学校においては、児童がこんなにも増えて教室が足りないというところまで来ています。</p> <p>そのことで教育委員会は苦労されているのですが、この問題について、横浜市ではあまり言わっていないし、区長、市長からこういう話を聞いたこともなく、それが疑問といいますか、不愉快な感じがします。</p> <p>もっと我々のことを考えていただいたなら何か他に方法があるのではないか、全く話は進んでないし、手はうたれていません。教育委員会だけに任せておけばそれで済むという話なのかもしれませんし、それ以上に皆さんの考え方があると思いますが、そういうことも聞かずに進んでいるということが、部会長として歯がゆさを感じているところです。</p>
	<p>(部会長)</p> <p>ここで、一通り皆さんのお意見を伺いましたので、事務局から補足があれば、お願いします。</p>
	<p>(事務局)</p> <p>今回、いくつかの案をお示しさせていただき、情報量も多く、疑問を持たれたこと多くあったと思います。回答できる部分については、後日回答させていただきたいと思います。</p> <p>部会委員や参考人の皆様には会議録、ニュースの確認で御連絡をさせ</p>

ていただきます。その際にお気づきの点や新たな御提案等ありましたら何なりとお申し付けください。

やはり、事務局といたしましては、前回お示しした案①については、今回、令和9年度からの学区変更を想定してお示しました。そのため、この案では令和9年度から多くの方が青木小学校に通えなくなってしまう方が多くなると考えているところです。

そのうえで、本日、案③を新たにお示しさせていただき、経過措置3年ということをお話いたしました。1人でも多くの未就学児の就学先について、少しでも希望に沿えるような案をお示しできればと考えています。次回、第4回検討部会に向けて、本日お示しした案をベースに、修正する可能性もございますので、今後も御意見や御提案をいただけますと幸いです。

また、我々がお示ししている義務教育人口推計、これは児童数・学級数の見込みですが、毎年更新をしており、市のホームページで公表しています。ちょうど、9月に令和7年度の新しい義務教育人口推計が出来上がる予定です。前回の検討部会から今まで物件の情報で分かってきた部分もありますが、さらに精査し、その時点で分かっている物件を反映した上で、今後の見込み数を出したいと考えています。

そのうえで、次回検討部会のなかで、本日お示しした案③においても、児童数・学級数が今後どうなっていくかを御確認いただき、御議論いただきたいと考えています。また、可能であれば、通学区域変更をすると決定した場合は、次回の検討部会である程度方向性をまとめる方向で進めることができると、事務局として考えているところです。

本日、時間の都合上、施設面については少ししか御説明することができなかったので、そちらに関しても改めて回答したいと思います。

(委員)

今後の児童数の見込みの中で、教室数が足りるとなった場合は、通学区域変更をしない可能性もありますか。

(事務局)

その可能性を否定するものではありませんが、今後のマンションの入居状況等によっては、令和9年度から青木小は25学級になってしまう現状がございますので、それが変わらない限りは何かしらの対応をしなければならないと考えています。

(委員)

では、仮に通学区域変更を行った場合、青木小の児童数が減ってきた

	<p>ら、元の通学区域に戻るという可能性はありますか。</p> <p>(事務局) 可能性を否定するものではありませんが、それを前提に何かをするとということは、今は考えていません。</p> <p>(委員) 分かりました。</p> <p>(事務局) 最後に連絡事項となります。 先ほど、義務教育人口推計が9月に更新されるとお伝えしましたが、地域への周知期間や御意見をいただく期間が短かったとのお話もありましたので、次回は10月下旬を目途に第4回検討部会を開催させていただきたいと考えております。日程調整表を8月上旬にメールもしくは郵送で送付させていただきますので御協力をお願いします。 事務局からの事務連絡は以上となります。</p> <p>(部会長) それでは、ただいま事務局からのお話があったように、次回の第4回検討部会で最新の児童数、学級数の見通しを事務局から示してもらったうえで、2つの案を中心としたくどのような通学区域変更が望ましいのか、皆さんと議論し方向性をとりまとめていきたいと思います。 この他、何か御意見等ありましたらもう一度伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。 ないようでしたら、以上で本日の検討部会を終了したいと思います。 よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(部会長) 以上で本日の検討部会を終了します。</p>
資料	<p>資料1 委員名簿 資料2 席次表 資料3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース（第2号） 資料4 第2回部会までの御質問への回答資料 資料5 事務局に寄せられた御意見等一覧 資料6 青木小学校の学校規模適正化等について</p>